

こ 支 虐 1 2 9 号
令和 7 年 3 月 31 日

各

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

 殿

こども家庭庁支援局長

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）において具体的に示しているところである。

今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

改 正 後	現 行
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 職員構成</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 留意事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3)① (略)</p> <p>② 各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数(公表された最近の福祉行政報告例(令和7年度より<u>こども福祉と保健に関する状況報告</u>)に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したものが標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値0.001(都道府県別の人口1人当たりの虐待相談対応件数(各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。)が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均)より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>1. ～28. (略)</p> <p>29. 栄養士<u>又は管理栄養士</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 児童相談所の組織と職員</p> <p>第1節・第2節 (略)</p> <p>第3節 職員構成</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 留意事項</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3)① (略)</p> <p>② 各児童相談所の管轄区域の人口1人当たりの児童虐待相談対応件数(公表された最近の福祉行政報告例に基づく当該児童相談所での児童虐待相談対応件数の結果を管轄区域の人口で除したものが標準的な自治体の人口1人当たりの件数の平均値0.001(都道府県別の人口1人当たりの虐待相談対応件数(各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。)が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均)より多い場合には、当該児童相談所における児童虐待相談対応件数から、当該児童相談所の管轄区域の人口に0.001を乗じて得た件数を控除し、その得た件数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数があるときは、これを1に切り上げる。)</p> <p>(4)～(12) (略)</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>1. ～28. (略)</p> <p>29. 栄養士</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

30. ～33. (略)

第5節 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節～第4節 (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1. (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1)～(3) 略

(4) 保護者との面会・通信

① 一時保護中又は施設入所等の措置中における保護者との面会・通信の基本的な考え方

保護者との面会・通信に関しては、こどもの安全・安心と最善の利益を前提に、こどもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断しながら、家族とのつながりを断ち切ることがないように、親子関係の修復や再構築の観点も踏まえて対応する必要がある。面会の実施にあたっては、対面だけでなく、手紙や電話、テレビ電話等のオンラインツール等を用いて段階的かつ柔軟に対応するなど、こどもや家族の状況を踏まえ、工夫した対応が求められる。

また、こどもの意見を十分に聴取し、もし面会・通信に前向きになれない場合は面会・通信を拒否してもよいことを伝え、拒否することによる保護者の反応を不安に思っているこどもには安心感をもたらすケアが必要である。その際には、施設職員と連携して現状や今後の見通しについてこどもに説明し、こどもの不安の軽減や疑問に答えるようにする。

正当な理由がありやむを得ず児童相談所として面会・通信を制限する場合には、こどもにその理由を十分に説明し理解を得るよう努めるとともに、あわせて保護者にも説明する。また、

30. ～33. (略)

第5節 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節～第4節 (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1. (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1)～(3) 略

(4) 面会・通信の制限

(新設)

面会・通信の制限の必要性については、定期的に検討し見直しを行う。

② 面会・通信制限の対象となる事例

③ 制限する面会・通信の範囲

ア、イ (略)

④ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア～ウ (略)

⑤ 面会・通信制限の解除

ア～ウ (略)

⑥ こどもの住所又は居所の非開示

(5) (略)

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1)～(4) (略)

(5) 在所期間の延長

ア (略)

イ アの在所期間の延長を行ったこどものうち、障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に在所する者が、20歳に達しても障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所を継続する必要があると認めるとき(※)は、23歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。(法第31条の2)

※具体的には、障害者サービスを利用しつつ成人期に相応しい環境で生活することが著しく困難な(ア)又は(イ)に該当する者が、満20歳に達してもなお引き続き障害児入所施設において指定入所支援を受けなければその福祉を損なうと認められる場合をいう。

(ア) 自傷行為、他害行為及び物を損壊する行為を行う等行動上著しい困難を有する者

(イ) 入所の開始から満20歳に達するまでの期間が、障害者サービスを利用しつつ成人期に相応しい環境で生活することが

① 対象となる事例

② 制限する面会・通信の範囲

ア、イ (略)

③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア～ウ (略)

④ 面会・通信制限の解除

ア～ウ (略)

⑤ こどもの住所又は居所の非開示

(5) (略)

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1)～(4) (略)

(5) 在所期間の延長

ア (略)

(新設)

きるようになるまでの期間として十分な期間であると認められない者等

ウ 18歳に到達した入所者（イの場合に限り、20歳に到達した入所者）については、措置につき親の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できる（親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。）。在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ本人等の意見又は意向を確認するとともに、本人等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続は、18歳に達する日（イの場合に限り、20歳に達する日）までに完了し、延長年限を付して本人及び施設長に通知する。

なお、本人が成人した後でも、入所者の親が入所者の処遇等に関わっていることもあるため、必要に応じて入所者の親にも入所の継続等について説明するなどといった対応を行うことが望ましく、必要に応じて本人に加えて入所者の親に措置を延長する旨を連絡することも差し支えない。

また、未成年者に係る法第28条第2項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。

なお、進学や就職に伴い児童福祉施設等から離れた場所に居住することとなる者についても、措置期間の延長により継続的な支援が必要で、児童福祉施設等の職員が定期的な訪問（※）を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き措置を継続することができる。

※ 定期的な訪問については、特に児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後は手厚い支援が必要であり、訪問による本人の状態の把握や生活に関する本人からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後におい

ウ 18歳に到達した入所者については、措置につき親の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できる（親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。）。在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ本人等の意見又は意向を確認するとともに、本人等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続は、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して本人及び施設長に通知する。

なお、本人が成人した後でも、入所者の親が入所者の処遇等に関わっていることもあるため、必要に応じて入所者の親にも入所の継続等について説明するなどといった対応を行うことが望ましく、必要に応じて本人に加えて入所者の親に措置を延長する旨を連絡することも差し支えない。

また、未成年者に係る法第28条第2項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。

なお、進学や就職に伴い児童福祉施設等から離れた場所に居住することとなる者についても、措置期間の延長により継続的な支援が必要で、児童福祉施設等の職員が定期的な訪問を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き措置を継続することができる。

※ 定期的な訪問については、特に児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後は手厚い支援が必要であり、訪問による本人の状態の把握や生活に関する本人からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、本人を孤立させずに相談しやすい関係を保持すること

でも、本人を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後の2か月間は2週に1回程度、その後は毎月ないし2か月に1回程度行うこととする。

4. (略)

5. 障害児入所施設の利用契約等

(1)～(9)

(10) また、障害児入所施設に入所する障害児及び障害者が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようにするため、都道府県（政令市）、市町村、児童相談所、障害児入所施設及び基幹相談支援センター等の相談支援事業所が取り組むべき内容について、「入所児童等の移行支援及び移行調整の手引き」（「障害児入所施設に入所する障害児等の移行支援・移行調整について」（令和6年7月2日こ支障発第166号）別紙1及び別紙2）において整理したところ、当該手引きを踏まえ、「都道府県等とともに積極的に移行支援・移行調整に関わること」、「個別の協議の場」や障害児入所施設が開催する「移行支援関係機関連携会議」等へ積極的に参画し、入所児童等やその家族をよく知る立場から、助言・援助や具体的な取組を行っていくこと」及び「全体の協議の場」に参画し、被虐待児や障害児を担当する立場から、地域の体制づくりに関わっていくこと」について協力されたい。

(11) 3(5)アと同様に、障害児入所施設等に「契約」により入所した場合も、入所したこどもが18歳に達しても施設入所を継続する必要があると都道府県等が認めるときは、入所者の申請により、20歳に達するまで更に「契約」による入所を継続することができる。（法第24条の24第1項）

また、3(5)イと同様に、20歳に達しても更に施設入所を継続する必要があると都道府県等が認めるときは、入所者の申請により、

が重要である。このため、児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後の2か月間は2週に1回程度、その後は毎月ないし2か月に1回程度行うこととする。

4. (略)

5. 障害児入所施設の利用契約等

(1)～(9)

(10) また、障害児入所施設に入所する障害児及び障害者が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようにするため、都道府県（政令市）、市町村、児童相談所、障害児入所施設及び基幹相談支援センター等の相談支援事業所が取り組むべき内容について、「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」（「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」（令和3年12月23日障発1223第3号）別紙1）において整理したところ、当該手引きを踏まえ、「協議の場」又は「個別ケース会議」等への参画・協力」及び「障害児入所施設における移行支援計画の作成支援」について積極的に協力されたい。

23歳に達するまで更に「契約」による入所を継続することができる。(法第24条の24第2項)

(12) 障害児通所支援については、児童相談所は以下の対応が求められる。

①、② (略)

(13) 里親等に委託されているこども及び乳児院又は児童養護施設に入所しているこどもが障害児通所支援を受けるに当たっては、児童相談所は、当該児童の最善の利益を確保する観点から、その必要性について十分検討し、市町村との十分な連携を図ること。

(14) 上記に記載していない事項については、当節の1～4を参考に取扱うこと。

第6節～第10節 (略)

第5章、第7章 (略)

第8章 各種機関との連携

第1節 (略)

第2節 要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1)～(4) (略)

(5) さらに、いわゆるヤングケアラーへの支援を一層強化するため、令和6年児童福祉法改正において、要保護児童対策調整機関は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第15条第1項に規定する子ども・若者のうち要保護児童又は要支援児童であるものに対し、協議会及び同法第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会が協働して効果的に支援を行うことができるよう、同法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関と連携を図るよう努めるものとされた。

2. ～6. (略)

第3節～第23節 (略)

(11) 障害児通所支援については、児童相談所は以下の対応が求められる。

①、② (略)

(12) 里親等に委託されているこども及び乳児院又は児童養護施設に入所しているこどもが障害児通所支援を受けるに当たっては、児童相談所は、当該児童の最善の利益を確保する観点から、その必要性について十分検討し、市町村との十分な連携を図ること。

(13) 上記に記載していない事項については、当節の1～4を参考に取扱うこと。

第6節～第10節 (略)

第5章、第7章 (略)

第8章 各種機関との連携

第1節 (略)

第2節 要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）

1. 制度の趣旨

(1)～(4) (略)

(新設)

2. ～6. (略)

第3節～第23節 (略)

第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1節 設備等

(1) (略)

(2) 一時保護施設に必要な設備については、一時保護施設基準第15条に規定しており、具体的には、こどもの居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所を含む。）、相談室、食堂（ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室、便所を設け、こども30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けることとしている。特に、虐待や非行などにより一時保護が必要なこどもについては、基本的には心理的に深い傷を受けている中・重度な状態にあるこどもの場合が多く、個別的なケアが必要であり、そのこどもに対して適切に対応できる静養できる場所や個室などを設けることが必要である。また、学習室及び屋内運動場又は屋外運動場は、こどもの人数に応じた必要な面積を有することが適当である。こどもの居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所するこどもの年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮するとともに、こどもの生活の場は、こどものプライバシーの保護に十分に配慮した環境とする必要がある。このほか、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めることが必要である。

第2節、第3節 (略)

第4節 統計

- (1) こどもの福祉と保健に関する状況報告（令和6年度以前：福祉行政報告例）のほか、随時種々の角度から児童相談所の業務の実態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。
- (2) 児童相談所の活動をより効果的なものとするためには、児童相談

第9章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1節 設備等

(1) (略)

(2) 一時保護施設に必要な設備については、一時保護施設基準第15条に規定するとおりであるが、具体的には、事務室、相談室、児童居室、学習室、屋内運動場又は屋外運動場、医務室、静養室、調理室、食堂、浴室、便所、夜間宿泊室、調理員室、用務員室、洗濯場、倉庫等が必要である。特に、虐待や非行などにより一時保護が必要なこどもについては、基本的には心理的に深い傷を受けている中・重度な状態にあるこどもの場合が多く、個別的なケアが必要であり、そのこどもに対して適切に対応できる静養室や個室などを設けることが必要である。また、学習室及び屋内運動場又は屋外運動場は、こどもの人数に応じた必要な面積を有することが適当である。児童居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所するこどもの年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮するとともに、こどもの生活の場は、こどものプライバシーの保護に十分に配慮した環境とする必要がある。このほか、強引な引取要求を行う保護者への対応も含め、外部からの不当な侵入を防止するために必要な体制の整備に努めることが必要である。

第2節、第3節 (略)

第4節 統計

- (1) 福祉行政報告例のほか、随時種々の角度から児童相談所の業務の実態を把握するため統計が行われることがあるが、これらの統計の基礎は、児童記録票、各種の台帳等によることが適当である。
- (2) 児童相談所の活動をより効果的なものとするためには、児童相談所業務の分析、相談事例の分析、関係機関、関連制度等の情報の集

所業務の分析、相談事例の分析、関係機関、関連制度等の情報の集積が不可欠である。これらの業務の効率化のため、システムの導入が望ましい。

(削除)

第10章 検証（児童虐待による死亡事例等の検証）

地方自治体における児童虐待による死亡事例等の検証について、その基本的な考え方、検証の進め方等の詳細については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考にされたい。

なお、検証は都道府県（指定都市、児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が実施することとしているが、市町村（要保護児童対策地域協議会調整機関）や児童相談所など、その他機関が独自に検証を行うことも望ましいとされている。そのため、本章では検証の実施主体に関わらず、検証の基本的な進め方等を示す。

第1節 検証の目的

- (1) 児童虐待防止法第4条第5項において、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。」と規定されている。
- (2) 検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行うこととされている。
- (3) 検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するものであ

積が不可欠である。これらの業務の効率化のため、コンピューターの導入が望ましい。

第5節 検証（こども虐待による死亡事例等の検証）

(新設)

り、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にすること。

第2節 検証対象の範囲

- (1) 児童虐待による死亡事例全てを検証の対象とすることが望ましい。心中事例についても、保護者がこどもを殺害するという様態に照らせば、虐待による死亡であり、検証の対象とすること。
- (2) 死亡に至らない事例であっても、検証が必要と認められる場合は、併せて検証の対象とすること。
- (3) また、地方自治体が虐待による死亡であると断定できない事例であっても、検証することで再発防止につながる教訓が得られると考えられる場合は、併せて検証の対象とすること。
- (4) 関係機関の関与が薄い、又は、無い事例（例えば、関係機関の関与が無いまま生後まもなく死亡した事例等）は、事例に関する情報が収集できないために十分な検証が行えない可能性もあるが、再発防止のために関係機関との接触をしないまま死亡に至った経緯も含めて検証することも必要である。

第3節 検証に関する会議の開催等

- (1) 虐待による死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましい。複数事例が近接した時期に発生している場合等においては、複数事例を合わせて検証する方法も考えられる。
- (2) 児童虐待による死亡事例等の検証という特性から、会議内容には個人を特定する情報が多数含まれ、公開することによる当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあることなどから、会議は非公開とすることができる。
- (3) 個人が特定される情報を削除する等、プライバシー保護につい

て十分配慮したうえで、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。

(4) 実施主体は、都道府県とする。検証の対象事例に直接関係した市町村（要保護児童対策調整機関）、児童相談所等は検証作業へ参加・協力すること。都道府県は、市町村、関係機関等に対して事例に関する情報の提供を求めるとともに、ヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。

(5) また、市町村（要保護児童対策調整機関）や児童相談所など、関係機関が再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。この場合、都道府県が検証作業に参加・協力すること。

なお、市町村又は児童相談所等が独自に検証を行う場合も事実関係や今後の方向性等については都道府県と連携、情報共有の上、行う必要がある。

第4節 検証報告の周知と積極的な活用

(1) 過去の検証結果からの学びを活かすことが類似事例の予防や再発防止につながることから、地方自治体が実施する研修等で検証報告が一層活用することが求められる。

(2) 虐待に関わる対応を行う全ての職員に対し、人事異動や新規の配置等には配慮しながら、検証報告の周知の徹底を図り、その周知状況を定期的に確認するなど、課題及び提言の確実な実行に努めること。

(3) 各地方自治体による検証報告は、個々の事例に関する詳細な分析の結果や各地域における実情等を踏まえとりまとめられたものであるから、他の地方自治体において虐待に関わる対応を行う職員にとっても参考とすべき貴重な資料となる。類似の事例の再発防止を図るため、地方自治体及び国の検証報告を関係職員の研修

等の場で活用しながら、実際に虐待事例への対応を行っている市町村及び児童相談所の職員に検証結果からの学びを引き継いでいくことが重要である。

- (4) 管轄地域内で虐待による死亡事例等が発生していない場合においても、今後起こり得る問題として、各地方自治体が行った検証結果を関係職員の研修等の場で周知し、活用することが求められる。

第5節 こども家庭児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による「こども虐待による死亡事例等の検証結果」を踏まえた再発防止のための検証の視点

(1) きょうだいへの虐待歴のある家庭の事例

きょうだいへの虐待歴のある家庭においては、きょうだいの虐待発生メカニズムを理解し、家庭内の構造的問題（例えば、養育上の価値観や問題意識の希薄化など）が解決しない限り、他のきょうだいにも同様のことが起こる可能性を考慮しなければならない。家庭全体のアセスメントの実施を経て、他のきょうだいへの虐待が行われない予防措置のための支援にも検証は不可欠である。よって、なぜ他のきょうだいへの虐待が防げなかったのかという視点からの検証は、二度と同様の事例を発生させないためにも有効である。

(2) DVが背景にある事例

DVが背景にある家庭においては、父母の間にパワーバランスの不均衡、支配的な関係性があることを認識したうえで、DVが及ぼす被害者への心身への影響の理解が必要である。こどもが直接DVを目撃していなくても、暴力を受けている親の養育能力の低下や加害者が強いるこどもへの不適切な養育、こどもの成長発達へ及ぼす影響を踏まえた検証を行うことが求められる。

(3) 転居を繰り返し、複数の地方自治体が関与していた事例

事件発生の直前における関係機関の関与状況に限ることなく、虐待発生の要因や転居前後での関係機関のケースの引継ぎ状況等について、当該家庭に関わる一連の過程を検証し、再発防止につなげることが重要である。転居前後に関係した地方自治体においては、相互の協力のもと検証を行うことが求められる。

なお、複数の地方自治体が関与していた事例には、事実関係の把握にあたり、資料提供などの情報共有が必須であり、関係自治体間で事前に協議し、円滑な検証実施に向けた協力・連携に努めることが重要である。

(4) 心中事例

心中事例においては、事前に虐待が把握されていることや関係機関の関与が少ないことが多い。しかし、こどもを巻き込んだ形で行われる心中事例に関して、可能な限り事例の収集・把握を徹底し、その分析・検証を行うと共に、こどもの安全確保の観点から講じられるべき対策について検討することが求められる。